

宮里自治会

令和4年度 定期総会 次 第

司 会：具志堅 晃

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事録署名人の指名
5. 議案審議

議案第1号 令和3年度 事業経過報告

議案第2号 令和3年度 決算報告

令和3年度 監査報告

議案第3号 令和4年度 事業計画(案)

議案第4号 令和4年度 予算(案)

議案第5号 自治会区域変更について

議案第6号 会則改正について(案)

6. 閉会のことば

令和3年度 事業経過報告

定例で行っている活動

- * 総務委員会 (毎月1回 19:30～)
- * かりゆし福祉会 (毎月第1金曜日 16:00～)
- * 生きがいデイサービス (毎月第2・第4金曜日 10:00～)
- * 少年を守る日 (毎月第3金曜日 21:00～)
- * 道路ボランティア活動 (毎月第4日曜日 9:00～)
- * 公園清掃の日 (毎月第2日曜日 9:00～)
- * 青年部エイサー練習 (毎週木曜日 20:00～)
- * 自主学习教室
- * 親子パソコン教室

} コロナ対策により実施無し

月 日	摘 要	月 日	摘 要
4月1日	総務委員会定例会	9月18日	井戸にポンプ設置(東洋電気・トップラインより寄贈)
7日	会計監査	30日	緊急事態宣言解除
※	宮里小学校・宮里中学校入学式はコロナ感染予防対策のため出席見合わせ	10月	公民館利用制限解除(通常開館スタート)
9日	評議委員オンライン及び文書にて総会資料確認	7日	敬老記念品配布
12日	沖縄市より公民館使用(貸し出し)に関する自粛要請のため制限運営開始	24日	沖縄市出前児童館たのしい教育研究所導入(宮里第一公園にて)
13日	宮里中学校第1回自治会長会	30日	癒食酒房たかはし(賛助会員)無料100食お弁当配布
16日	評議委員会にて総会資料について議決し、自治会だよりにてその報告をして総会に代えることを決定	30日	第1回公民館講座「歩き方教室」 学習等共用施設等換気空調設備工事開始
5月1日	自治会だよりで評議委員会での議決事項開示	11月4日	第1回評議委員会
6日	コロナ蔓延により公民館利用制限延長	9日	教育委員会表彰
14日～18日	ワクチン接種Web予約サポート開始	11日	宮里中学校第3回自治会長会
18日	コザ信用金庫十字路支店にてロビー展	13日	沖縄市青少年市民会議表彰伝達式(4名表彰 公民館にて)
28日	大雨警報により区内巡回	20日	第2回公民館講座「野草教室」
28日	緊急事態宣言により公民館利用制限再延長	27日	宮里の昔を学ぶ会(壮年部)
6月15日	コザしん地域振興基金助成金交付式参加(可動式テーブル購入費用助成金交付)	30日	沖縄市クリーン指導員連絡協議会20周年記念 永年勤続者表彰
16日	字有地登記移転手続き完了	12月11日	第3回公民館講座「上手く生きるための終活」
7月2日	3丁目土砂崩れ市への対応要請(防災)	1月18日	自治会所有財産売却について評議委員で書面決議
4日	宮里第一公園沖縄市花いっぱい運動植え付け作業	30日	拝所草刈り作業(同志会・壮年部・青年部)
15日	宮里中学校第2回自治会長会	2月25日	自治会区域変更についての意見とりまとめ文書配布
24日	台風5号後区内パトロール	20日	世代交流グラウンドゴルフ大会・まん延防止等重点措置延長のため中止
26日	可動式テーブル搬入(20台)		
8月10日	公民館駐車場ブロック塀整備	3月	※宮里小学校・中学校卒業式はコロナ感染症予防対策のため出席見合わせ
15日	拝所・井戸清掃(同志会・壮年部・青年部)	19日	サンダンカ通り植栽作業
18日	沖縄市出前児童館 キッズデポ開始		
27日	学習等共用施設等換気空調設備工事開始		

議案第2号

令和3年度 宮里自治会 決算書

収入総額	8,076,647
支出総額	7,665,767
差引残高	410,880

自:令和 3 年 4 月 1日

至:令和 4 年 3月31日

収 入

項 目		科 目	当初予算額	補正	予算現額	収入済額	増 減	△は減 (単位:円) 説 明
1	1	自治会費	5,688,000	0	5,688,000	5,356,600	△ 331,400	持家世帯×652軒(603軒完納)→4,483,200円 借家世帯×100軒(79軒完納)→406,400円 賛助会員×43軒(36軒完納)→467,000円
2		交付金・補助金	1,572,090	450,000	2,022,090	2,050,366	28,276	
	1	自治会運営交付金	248,090	0	248,090	247,855	△ 235	沖縄市より(自治会活動支援金10万円含)
	2	敬老事業補助金	160,000	0	160,000	174,242	14,242	沖縄市より
	3	保安灯電気料金補助金	306,000	0	306,000	324,649	18,649	沖縄市より
	4	市陸上競技大会交付金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
	5	地域福祉活動費	12,000	0	12,000	12,000	0	赤い羽根共同募金還元金
	6	日赤地区交付金	10,000	0	10,000	10,120	120	赤十字募金還元金
	7	小地域ネットワーク事業	50,000	0	50,000	50,000	0	沖縄市社会福祉協議会より
	8	その他の補助金・交付金	785,000	450,000	1,235,000	1,231,500	△ 3,500	沖縄市より(自治会活動支援金インターネット環境整備10万円・宝くじ助成金50万円 インターネット回線補助金・宮里第一公園清掃ボランティア)・コザしん地域振興基金45万円
3	1	公民館使用料	1,000	0	1,000	4,000	3,000	2階ホール使用料
4	1	寄付金	1,000	0	1,000	149,100	148,100	詳細は別紙 P5
5	1	雑収入	200,000	0	200,000	217,037	17,037	各サークル使用料、コカコーラ販売機還元金、クーラー利用料、預金利息等
6	1	繰入金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
7	1	繰越金	299,544	0	299,544	299,544	0	令和2年度より繰越金
		合 計	7,762,634	450,000	8,212,634	8,076,647	△ 135,987	

支 出

△は減 (単位:円)

項	目	科 目	当初予算額	補正・流用	予算現額	支出済額	予算残額	説 明
1		会 議 費	35,000	0	35,000	0	35,000	
	1	会議費	35,000	0	35,000	0	35,000	
2		人 件 費	3,446,000	0	3,446,000	3,446,000	0	
	1	自治会長報酬	360,000	0	360,000	360,000	0	会長 12×30,000=360,000
	2	職員給与	2,580,000	0	2,580,000	2,580,000	0	書記 12×80,000=960,000 集金人 3人×45,000×12=1,620,000
	3	諸手当	491,000	0	491,000	491,000	0	会長 2×60,000=120,000 (前期・後期) 副会長15,000 書記 2×160,000=320,000 (前期・後期) 書記食事手当12×3,000=36,000
	4	監査手当	15,000	0	15,000	15,000	0	監査 3×5,000=15,000
3		退職積立金	132,000	0	132,000	132,000	0	
	1	会長退職積立金	100,000	0	100,000	100,000	0	
	2	書記退職積立金	32,000	0	32,000	32,000	0	
4		需 用 費	1,820,216	450,000	2,270,216	2,209,013	61,203	
	1	光熱水費	500,000	0	500,000	492,962	7,038	
	2	消耗品費	200,000	△ 62,204	137,796	124,651	13,145	備品費へ59,960円流用 備品リース代へ2,244円流用
	3	通信運搬費	135,000	0	135,000	106,100	28,900	
	4	備品費	611,000	509,960	1,120,960	1,120,960	0	インターネット関連・テーブル購入費1,020,000円 (1台5万1千円×20台) (補正流用内訳:コザしん地域振興基金45万円補正・消耗品費より59,960円流用)
	5	備品リース代	156,816	2,244	159,060	159,060	0	消耗品費より2,244円流用
	6	公民館保険料	78,600	0	78,600	78,600	0	
	7	購読費	73,800	0	73,800	73,800	0	
	8	車輛管理費	65,000	0	65,000	52,880	12,120	任意保険等
5		事 業 費	406,000	0	406,000	240,875	165,125	
	1	地域交流事業費	100,000	0	100,000	0	100,000	
	2	敬老会	180,000	0	180,000	178,597	1,403	敬老会記念品配布
	3	市陸上競技大会出場費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	4	小地域ネットワーク事業	55,000	0	55,000	51,600	3,400	5万円は社協より
	5	公園清掃活動費	70,000	0	70,000	10,678	59,322	

支 出

△は減 (単位:円)

項 目	科 目	当初予算額	補正・流用	予算現額	支出済額	予算残額	説 明
6	施設維持費	661,000	0	661,000	588,428	72,572	
	1 会館修理費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	2 保安灯電気料	650,000	0	650,000	588,428	61,572	
	3 美化費	10,000	0	10,000	0	10,000	
7	渉外費	85,000	0	85,000	34,500	50,500	
	1 渉外費	20,000	0	20,000	10,500	9,500	青少年育成市民会議会費・沖縄市市民憲章推進協議会会費 他
	2 研修費	30,000	0	30,000	0	30,000	
	3 旅費交通費	10,000	0	10,000	10,000	0	
	4 慶弔費	25,000	0	25,000	14,000	11,000	
8	育成費	195,000	0	195,000	120,000	75,000	
	1 老人会	50,000	0	50,000	50,000	0	
	2 女子部	30,000	0	30,000	30,000	0	
	3 青年部	20,000	0	20,000	20,000	0	
	4 自主防災組織	20,000	0	20,000	20,000	0	
	5 宮中PTA支部	30,000	0	30,000	0	30,000	宮里中学校(北支部・南支部) 2×15,000円
	6 宮小PTA支部	35,000	0	35,000	0	35,000	子ども会7×5,000円
	7 青少年育成費	10,000	0	10,000	0	10,000	
9	負担・分担金	37,000	0	37,000	36,000	1,000	
	1 負担・分担金	36,000	0	36,000	36,000	0	自治会長協議会費、公民館長協議会費、沖縄地区防犯協会会費
	2 公民館改修工事負担金	1,000	0	1,000	0	1,000	
10	積立金	820,000	0	820,000	820,000	0	
	1 施設補修積立金	810,000	0	810,000	810,000	0	別途 積立金へ P5
	2 自治会運営積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	別途 積立金へ P5
11	諸雑費	71,000	0	71,000	38,951	32,049	
	1 選挙費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	2 公課費	40,000	0	40,000	32,300	7,700	法人税等
	3 諸雑費	30,000	0	30,000	6,651	23,349	
12	予備費	54,418	0	54,418	0	54,418	
	1 予備費	54,418	0	54,418	0	54,418	
合 計		7,762,634	450,000	8,212,634	7,665,767	546,867	

令和3年度 積立金明細書

科 目	積立金残額	令和3年度積立金	繰 出 金	合 計
自治会運営積立金	353,266	10,000	0	363,266
施設補修積立金	3,205,564	820,033	0	4,025,597
合 計	3,558,830	830,033	0	4,388,863

※ 利息 33円。その 33 円は施設補修積立金に積み立てました。

※2 施設補修積立金820,033円は、軽トラ購入特定寄付金10,000円を加えた額

令和3年度 寄付金

行 事 等	人数	金 額
香典返し	2	130,000
活動へ	3	19,100
計	5	149,100

令和3年度 特定寄付金

	人数	金 額
軽トラ購入	1	10,000 ※2

施設補修積立金より令和元年輕トラ購入時に668,620円を繰り出している為
軽トラへの寄付金は、繰り出した分の金額に達するまで施設補修積立へ当てていく

繰出金	前年までの寄付合計	今年度寄付	残額
668,620	67,000	10,000	591,620

令和3年度 各団体活動報告

老人会

月 日	内 容	月 日	内 容
4月16日	役員会	2月11日	スマホ教室
5月11日	お見舞い絵手紙作成	2月24日	しまくとぅば講座
5月20日	総会中止の為、総会資料配布	2月25日	市老連ペタンク大会
6月19日	平和学習会	3月8日	市老連 北部地区グラウンドゴルフ大会
12月9日	宮里グラウンドゴルフ大会	3月	市老連 合同作品展
12月17日	絵手紙教室	3月21日	宮里グラウンドゴルフ大会
《 定例で行っている活動 》 ※コロナまん延防止措置等の時は、活動休止しています。 定例会(毎月第1・第3月曜日 2時～) 友愛訪問活動(毎月1回) 公園清掃(毎週 月・金曜日 8時～9時) 公園草刈清掃(毎月1回) ゲートボール(毎週 月～土曜日 9時～) グラウンドゴルフ(毎月第2、第4木曜日 9時～)			

壮年部

月 日	内 容	月 日	内 容
8月15日	井戸・拝所清掃	11月27日	宮里を学ぶ会
9月18日	井戸ポンプ取付作業	1月30日	拝所草刈り作業
《 定例で行っている活動 》 ※コロナまん延防止措置等の時は、活動休止しています。 第一公園清掃(毎月第2日曜日 9時～)			

女子部

月 日	内 容	月 日	内 容
4月16日	役員会	11月29日	役員会
9月17日	敬老記念品作成	12月11日	クリスマスケーキ作り
10月15日	ゆんたく会	1月21日	ゆんたく会
11月19日	ゆんたく会	3月18日	役員会・反省会

青年部

月 日	内 容	月 日	内 容
5月2日	マリオトリゾートにて演舞	10月9日	公民館コンクリート塀整備
8月15日	井戸・拝所清掃	1月30日	拝所草刈り作業
9月18日	井戸ポンプ取付作業		
《 定例で行っている活動 》 毎週木曜日19時30分練習 ※コロナまん延防止措置等の時は、練習休止しています。			

*今年度、小学校子ども会・中学校支部活動は、
コロナにより自粛のため活動が出来ませんでした。

監査報告書

沖縄市宮里自治会
会長 幸 喜 愛 殿

令和3年度の監査を次のとおり実施しましたので、その結果を報告致します。

記

- (1) 期日：令和 4 年 4 月 7 日
- (2) 場所：宮里自治会事務所
- (3) 対象：令和3年度会計書類全般

金銭出納簿、領収証及び金銭との照合、諸帳簿の記載及び決算書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。

令和 4 年 4 月 7 日

監事	宮城 紀男	
監事	仲村 昌樹	
監事	野中 愛	

令和4年度 事業計画書(案)

定例で行っている活動

- * 総務委員会 (毎月第1木曜日 19:30～)
- * かりゆし福祉会 (毎月第1金曜日 16:00～)
- * 生きがいデイサービス (毎月第2・第4金曜日 10:00～)
- * 少年を守る日 (毎月第3金曜日 21:00～)
- * 道路ボランティア活動 (毎月第4日曜日 9:00～)
- * 宮里第一公園清掃の日 (毎月第2日曜日 9:00～)
- * 青年部エイサー練習 (毎週木曜日20:00～・毎週土曜日18:00～)
- * 親子パソコン教室 ※コロナ感染状況を見て判断
- * 自主学習教室
- * 公民館講座 (年3回実施)

※新型コロナウイルス感染症対応や諸般の事情により、事業内容が変更になることがあります。随時状況を見て判断します。予めご了承ください。

月	日 (曜日)	主 要 事 業 等
4月	4日 (月) 7日 (水) 21日 (木)	総務委員会 会計監査 第2回評議委員会
5月	14日 (土)	令和4年度自治会定期総会
7月	17日 (日) 18日 (月)	夏休み宿題教室(夏休み期間中) Crazy Festival in 宮里 (於:宮里第一公園) 夏休みかき氷会予定(かりゆし福祉会主催)
8月	10日～12日	拝所草刈り 旧盆 (エイサー村マーイ予定)
9月		防災訓練①
10月	10日 (月) 30日 (日)	子どもランチ会予定(かりゆし福祉会主催) 敬老会予定
11月	13日 (日) 19日・20日	青少年育成会 子ども文化芸能祭 クリーンデー・イン沖縄市 美ら島おきなわ文化祭2022 第15回越来城下町まつり
12月	3日 (土)	生涯学習フェスティバル
1月	15日 (日) 22日 (日)	御願解ち 自治会 新年会 於:宮里公民館 二階ホール 旧正月
2月		防災訓練②
3月	5日 (日)	3・7運動の日(グラウンドゴルフ大会予定) 自治会長選挙

議案第4号

令和4年度宮里自治会 予算書(案)

収入総額	8,945,880
支出総額	8,945,880
差引残高	0

自:令和4年4月 1日

至:令和5年3月31日

収 入

△は減 (単位:円)

項 目	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明	
1	1	自治会費	5,688,000	5,688,000	0	
2	1	交付金・補助金	895,000	1,572,090	△ 677,090	* 沖縄市より 自治会運営交付金 147,000円 ・保安灯電気料金補助金 324,500円 ・インターネット補助金 28,000円 ・敬老補助金 170,000円 ・宮里第一公園清掃ボランティア費 153,500円 ・赤い羽根共同募金配分金 12,000円 ・赤十字募金還現金 10,000円 ・沖縄市社会福祉協議会より小地域ネットワーク事業費 50,000円
3	1	公民館使用料	1,000	1,000	0	2階ホール使用料等
4	1	寄付金	1,000	1,000	0	
5	1	雑収入	1,850,000	200,000	1,650,000	各サークル使用料・自動販売機還元金・クーラー使用料金・ふるさと納税 ・古紙空き缶回収費 ・預金利息・土地売却費等
6	1	繰入金	100,000	1,000	99,000	自治会運営積立金より繰り入れ まつり事業費として
7	1	繰越金	410,880	299,544	111,336	令和3年度より繰越
		合 計	8,945,880	7,762,634	1,183,246	

支 出		△は減 (単位:円)			
項 目	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1	会 議 費	35,000	35,000	0	
	1 会議費	35,000	35,000	0	
2	人 件 費	3,446,000	3,446,000	0	
	1 自治会長報酬	360,000	360,000	0	会 長 12ヶ月×30,000円=360,000円
	2 職員給与	2,580,000	2,580,000	0	書 記 12ヶ月×80,000円=960,000円 集金人 12ヶ月×45,000円×3人=1,620,000円
	3 諸手当	491,000	491,000	0	会長 2回×60,000円=120,000円(前・後期) 副会長 1回×15,000円=15,000円 書記 2回×160,000円=320,000円(前・後期) 書記食事手当 12ヶ月×3,000円=36,000円
	4 監査手当	15,000	15,000	0	監 査 3名×5,000円=15,000円
3	退職金積立	132,000	132,000	0	
	1 会長退職金積立	100,000	100,000	0	
	2 書記退職金積立	32,000	32,000	0	
4	需 用 費	1,372,680	1,820,216	△447,536	
	1 光熱水費	500,000	500,000	0	電気料、水道料、ガス
	2 消耗品費	200,000	200,000	0	
	3 通信運搬費	150,000	135,000	15,000	インターネット回線使用料・インターネットセキュリティシステム料等
	4 備品費	50,000	611,000	△561,000	
	5 備品リース代	170,280	156,816	13,464	コピー機リース料
	6 公民館保険料	78,600	78,600	0	行事傷害補償・賠償責任補償・職員災害補償
	7 購読費	73,800	73,800	0	沖縄タイムス・琉球新報
	8 車輛管理費	150,000	65,000	85,000	車検(9月)・ガソリン代・任意保険料・車輛税等
5	事 業 費	505,000	406,000	99,000	
	1 地域交流事業	200,000	100,000	100,000	まつり・新年会・グラウンドゴルフ大会等
	2 敬老会	180,000	180,000	0	
	市陸上競技大会出場費	0	1,000	△1,000	廃目
	3 小地域ネットワーク事業	55,000	55,000	0	かりゆし福祉会活動費
	4 公園清掃活動費	70,000	70,000	0	宮里第一公園清掃費

支 出

△は減

(単位:円)

項 目	科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
6	施設維持費	661,000	661,000	0	
	1 会館修理費	1,000	1,000	0	
	2 保安灯電気料	650,000	650,000	0	220灯
	3 美化費	10,000	10,000	0	
7	渉外費	85,000	85,000	0	
	1 渉外費	20,000	20,000	0	青少年育成市民会議会費・沖縄市市民憲章推進協議会会費等
	2 研修費	30,000	30,000	0	自治会長宿泊研修・全国公民館研究集会参加費等
	3 旅費交通費	10,000	10,000	0	
	4 慶弔費	25,000	25,000	0	
8	育成費	195,000	195,000	0	
	1 老人会	50,000	50,000	0	
	2 壮年部	10,000	0	10,000	新設
	3 女子部	30,000	30,000	0	
	4 青年部	20,000	20,000	0	
	5 自主防災組織	20,000	20,000	0	
	6 宮中PTA支部	30,000	30,000	0	2支部×15,000円
	7 宮小PTA支部	35,000	35,000	0	7子ども会×5,000円
	青少年育成費	0	10,000	△10,000	廃目
9	負担・分担金	37,000	37,000	0	
	1 負担・分担金	36,000	36,000	0	自治会長協議会費・公民館長協議会費・防犯協議会費
	2 公民館改修工事負担金	1,000	1,000	0	
10	積立金	2,320,000	820,000	1,500,000	
	1 施設補修積立金	2,310,000	810,000	1,500,000	土地売却に伴う収益
	2 自治会運営積立金	10,000	10,000	0	
11	諸雑費	100,000	71,000	29,000	
	1 選挙費	30,000	1,000	29,000	自治会長選挙
	2 公課費	40,000	40,000	0	法人税・固定資産税等
	3 諸雑費	30,000	30,000	0	公民館建設委員会にかかる費用等
12	予備費	57,200	54,418	2,782	
	1 予備費	57,200	54,418	2,782	
合 計		8,945,880	7,762,634	1,183,246	

議案第5号

自治会区域変更について~~(案)~~

提案理由

① 宮里自治会から東自治会への変更

東2丁目15番・16番・18番・19番の地域は宮里自治会区域であるが、住居表示にあわせ東自治会へ加入する人が増えている。住居表示と自治会区域が不一致なため、居住者に混乱がみられた。このことから、令和4年3月に当該地域に居住する住民へ「宮里自治会から東自治会へ区域変更することへのアンケート調査を実施したところ、異議なしの意見が多かった。

② 泡瀬第一自治会から宮里自治会への変更

宮里3丁目37番～41番の地域は泡瀬第一自治会区域であるが、泡瀬第一自治会への加入者はほとんどない一方で、宮里自治会への加入が数件ある状態である。このことから、泡瀬第一自治会より宮里自治会へ区域変更をしてほしいとの打診がある。

＊上記の自治会区域変更について行政に確認したところ、該当自治会の総会決議が必要との回答があった。

(東自治会、泡瀬第一自治会ともに令和4年度総会で議決される予定)

よって、宮里自治会の総会議決が必要である。

① 宮里自治会から東自治会へ変更する地域



② 泡瀬第一自治会から宮里自治会へ変更する地域



議案第6号

会則の改正について~~(案)~~

提案理由) 新型コロナウイルスの感染拡大により総会やその他会議が開催できない昨今の状況や、万が一の災害時に備えて、書面やオンラインによる決議が可能な体制を会則に明文化する必要がある。

挿入条文

○第 15 条(総会)第 6 項を挿入

「天変地異その他の事情により総会が開催できない場合は、評議委員会にその権限を委譲することができる。」

○第 17 条(評議委員会)第 5 項を挿入

「会長は、軽易な事項または緊急を要する事項についてや、やむを得ない理由のため評議委員会が開催できない場合は、評議委員に書面その他の方法により賛否を求め、評議委員会の議決とすることができる。」

宮里自治会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、沖縄市宮里自治会と称し、事務所を沖縄市宮里1丁目3番9号宮里公民館内におく。

(目的)

第2条 本会は、民主的な運営により会員の親睦と融和を図り、自治会の発展および会員の福利増進に寄与することを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、別紙に定められた範囲とする。

(会員)

第4条 本会は、前条に定める区域に居住し、かつ本会に加入した者をもって会員とする。

- 2 本会の活動に賛同する事業所は、賛助会員とすることができる。ただし、議決権は有しない。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。但し、口頭でも可とする。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に居住しなくなった場合。
- (2) 本人より所定の退会届が会長に提出された場合。または口頭による申し出があった場合。
- (3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合。

(会費)

第7条 本会の会費額は、総会で定める。

- 2 会費は世帯を単位とし世帯主が納付義務を有する。
- 3 会員に特別な事情がある場合は、会費を減額又は免除することができる。

(活動)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ゆいまーるの精神で住民相互の融和と親睦並びに相互扶助に関する活動。
- (2) 教育、文化の向上に関する活動。

- (3) 青少年の健全育成に関する活動。
- (4) 防災、防犯、交通安全等、安全な街づくりに関する活動。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 地域の美化、環境整備に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 功労者表彰に関すること。
- (9) その他、目的達成に必要なこと。

第2章 役員等

(役員等)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
評議委員 20名以内

- 2 本会に、監事3名を置く。
- 3 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

(役員等の選出)

第10条 会長は、会員の中から会員が選挙する。

- 2 副会長は、評議委員の互選で選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議委員は、老人会、壮年部、青年部、女子部、子ども育成会、民生委員・児童委員、自主防災組織、各委員会の代表2名をもってあてる。
- 4 監事及び顧問は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第11条 役員等の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員等の任務)

第12条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議委員は、会の運営に当たる。
- (4) 監事は、本会の事務、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 顧問は、会長の要請により本会の活動に対して指導、助言を行う。

(報酬)

第13条 会長・副会長及び監事には、手当を支給する。額については別にこれを定める。

第3章 組 織

(組織)

第14条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議委員会
- (3) 委員会

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎会計年度終了後、5月に開催する。但し、会長が必要と認めた時、または、評議委員会の議決があったときは、臨時にこれを開くことができる。
- 3 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は、会員の4分の1以上の出席をもって成立する。但し、出席できない者から委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は、出席とみなす。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 天変地異その他の事情により総会が開催できない場合は、評議委員会にその権限を委譲することができる。

(総会の審議)

第16条 総会における審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会務報告及び決算に関すること。
- (2) 活動計画及び予算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他、重要な事項。

(評議委員会)

第17条 評議委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 評議委員
- 2 評議委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、会長が議長となる。
- 3 評議委員会は、過半数をもって成立し、委任状の提出又は口頭による連絡があった場合は出席とみなす。
- 4 評議委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 5 会長は、軽易な事項または緊急を要する事項についてや、やむを得ない理由のため評議委員会が開催できない場合は、評議委員に書面その他の方法により賛否を求め、評議委員会の議決とすることができる。

(評議委員会の審議)

第 18 条 評議委員会の審議は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 副会長、監事及び顧問の選任に関すること。
- (3) 自治会職員の任用、給与等に関すること。
- (4) その他、必要な事項。

(委員会)

第 19 条 本会に委員会を設置し、任務は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ア 自治会運営全般に関すること。
 - イ その他、他の委員会に属さない事項。
 - (2) 教育文化委員会
 - ア 公民館活動、サークル活動に関すること。
 - イ その他、文化活動に関すること。
 - (3) 保健体育委員会
 - ア 会員の健康増進に関すること。
 - イ その他、保健体育に関すること。
 - (4) 環境美化委員会
 - ア 環境美化に関すること。
 - イ その他
- 2 委員は、各委員会が適任者を推薦し、会長が委嘱する。任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(特別委員会)

第 20 条 本会の運営に必要と認めた時は、特別委員会を設置することができる。

- 2 委員は、評議委員会で選任し、会長が委嘱する。

第 4 章 職 員

(職員)

第 21 条 本会の事務を円滑に処理するために、次の職員を置く。

書記会計 1 名 集金人 若干名

- 2 書記会計及び集金人は、会員の中から会長が選任し、評議委員会の承認を得るものとする。
- 3 書記会計は、会の庶務ならびに会計事務を処理する。
- 4 集金人は、自治会費等の徴収業務にあたる。
- 5 書記会計及び集金人の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 6 書記会計および集金人には、報酬を支給する。報酬額については、別にこれを定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動及び事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は評議員会の議決によりこれを定める。

(財産の処分等)

第24条 本会の資産のうち、第22条第1号に掲げる財産を処分又は担保に供する場合は、総会の議決を要する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第6章 雑 則

(諸帳簿)

第26条 本会に、次の諸帳簿を備える。

会則 諸規定 財産目録 備品台帳 会員名簿 役員名簿
金銭出納簿 会計帳簿 公文書綴り 議事録 予算・決算書
その他必要な書類

- 2 諸帳簿の取り扱いについては別にこれを定める。

附 則

- 1.昭和50年4月1日制定
- 2.平成10年4月10日制定
- 3.平成17年3月31日廃止
- 4.平成17年4月1日制定施行する。
- 5.平成26年5月24日一部改正施行する。
- 6.平成30年5月19日一部改正施行する。
- 7.令和元年5月18日一部改正施行する。
- 8.令和3年5月1日一部改正施行する。
- 9.令和4年5月14日一部改正施行する。

